認定訓練助成事業費補助金

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、 訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。 中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、 国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができます。

助成額	
-----	--

		A STANKE		
助成対象者		助成の要件等	助成者及び負担割合(上限)	
運営費	中小企業事業主又は 中小企業主団体、若 しくは職業能力開発 促進法第13条に規 定する職業訓練法人 等	左記の者が単独又は 共同して行う認定職 業訓練の運営に要す る経費	国	1/3
			都道府県	1/3
中川 施設・ 中川 設備費 しく 促進	都道府県、市町村、 中小企業事業主又は 中小企業主団体、若 しくは職業能力開発 促進法第13条に規 定する職業訓練法人 等	左記の者が行う認定 職業訓練のための職 業訓練共同施設の設 置及び職業訓練共同 設備の設置又は整備 に要する経費	都道府県が設置する場合 国	1/3
			市町村、職業訓練法人等が 設置する場合 国	1/3
			都道府県	1/3

